

# 公的研究費等の不正使用に関する取扱い細則

一部改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、公的研究費等の取扱い及び不正使用防止に関する規程（以下「規程」という。）の第14条第2項に基づき不正使用等が生じた場合の取扱い及び不正防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(告発)

第2条 教育職員・事務職員に公的研究費等の不正使用が存在すると考える者（以下「告発者」という。）は、総合企画課に告発をすることができる。

2 告発は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は面会の方法により、実名で行うものとする。

(予備調査)

第3条 学長は、告発があった場合、総合企画課長に予備調査を実施させるものとする。

2 総合企画課長は、1か月以内に学長に予備調査の報告をしなければならない。

3 学長は、予備調査の結果、競争的資金等の不正使用が存在する可能性が高いと判定した場合は公的研究費等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催するものとする。

4 学長は、予備調査の結果不正使用が存在しないと判定した場合は、告発者に予備調査の結果を通知する。

(審査委員会の設置)

第4条 学長は、公的研究費等の不正使用等事案及び不正防止に対処するために、審査委員会を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる事項を審査し、その処理に当たる。

(1) 告発のあった事案の調査、審査及び認定に関すること。

(2) 内部監査等において公的研究費等の不正使用が判明した事案の調査、審査及び認定に関すること。

(3) その他審査委員会が必要と認めたこと。

3 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 学部長（短期大学部長を含む。）

(3) 事務局長

(4) 部（館）長

4 審査委員会に委員長、副委員長1名を置き、委員会の互選により選出する。

5 委員長は、審査委員会を招集しその議長となる。

6 審査委員会は、委員の総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

7 審査委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

8 その他審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会で定める。

(本調査の決定)

第5条 審査委員会委員長は、第4条第3項を受け委員会を開催し、本調査の実施を決定し、当該事案に係る調査委員会を設置する。

2 審査委員会委員長は、告発者及び被告発者（内部監査等において公的研究費等の不正使用が判明した場合は調査の対象となる者を含む。以下同じ。）並びに被告発者所属部長に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 本調査実施の決定の事実
- (2) 調査委員会委員の所属・氏名

(調査委員会)

第6条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する

- (1) 審査委員会委員長が指名する教育職員 1名
- (2) 被告発者が所属する部局の教育職員・事務職員 若干名
- (3) 当該事案の業務に関連する事務職員 若干名

2 調査委員会委員の選考は審査委員会が行う。

3 調査委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。

4 調査委員会委員の任期は、当該事案について審査委員会の審査が終了するまでの期間とする。

(本調査の実施)

第7条 調査委員会は次に掲げる調査を行う。

- (1) 被告発者及びその関係者(以下「調査対象者」という。)からの聞き取り調査
- (2) 関係資料、会計伝票等の閲覧調査
- (3) その他調査することが合理的と判断される事項

2 調査委員会は、前項の調査を可能な限り事前に調査対象者に通知するものとする。

3 調査対象者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。

4 調査委員会は、調査に当たって関係資料等の隠滅が行われるおそれがある場合には、調査対象者の研究室等において、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は証拠となる資料等を保全する措置を取ることができる。

5 調査委員会委員長は、前項の措置を取る場合には、必要最小限の範囲及び期間にとどめ、事前に審査委員会委員長及び当該部局の長の承認を得なければならない。

6 調査委員会は、第4項により一時閉鎖した場所の調査及び保全された資料等の調査を行う場合には、調査対象者が所属する部局の長が指名する者二人を立ち合わせるものとする。

(調査委員会の判定)

第8条 調査委員会は、本調査の開始から、原則として60日以内に調査結果をまとめ競争的資金等の不正使用の存在の有無について判定するものとする。

2 前項の判定において、公的研究費等の不正使用が存在すると判定したときは、競争的資金等の不正使用に関与した者、またその関与の度合いについても判定するものとする。

3 第1項の判定において、公的研究費等の不正使用が存在しないと判定したときは、その告発が悪意に基づくものであるか否かについても判定するものとする。

4 調査委員会は、第1項から第3項までの判定を終了したときは、直ちにすべての調査結果を関係資料を添えて審査委員会に報告するものとする。

(審査委員会の審査及び報告又は通知)

第9条 審査委員会は、前条の報告に基づき審査し、公的研究費等の不正使用の存在の有無について認定し、審査委員会委員長は、その結果を学長に報告するものとする。

2 審査委員会委員長は、前項の結果を次に掲げる者に通知するものとする。

- (1) 被告発者
- (2) 被告発者以外で公的研究費等の不正使用等に関与したと認定された者
- (3) 前2号の者が所属する部局の長
- (4) 告発者

(不服申立て)

第10条 前条第2項第1号又は告発が悪意に基づくと認定された第4号の者は、調査結果の通知を受理した日から起算して30日以内に審査委員会に対して不服申立てをすることができる。

2 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとし、再調査を行うか否か速やかに決定し審査委員長に報告するものとする。審査委員長はその報告を受け関係者に通知するものとする。

(審査結果の通知)

第11条 学長は、前条の不服申立期間が終了した後又は再調査が終了し不正使用が行われたと認定された場合、当該公的研究費等配分機関に通知を行うものとする。

(処分)

第12条 学長は不正使用が行われたと認定された場合、第10条第2項第1号、第2号、第3号について処分を行わなければならない。処分該当者が本学職員の場合は本学服務規程により、又は処分該当者が業者等の場合は別表1（取引停止の措置基準）により処分事項を記載し、理事長宛に申請するものとする。

(守秘義務)

第13条 審査委員会及び調査委員会の委員並びに調査に関係する者（以下「調査関係者」という）は、この細則に基づく調査及び審査により知り得た情報をほかに漏らしてはならない。

(関係者の保護)

第14条 学長は、告発者及び調査関係者が公的研究費等の不正使用告発や情報提供等を理由とする不利益を受けないよう十分な配慮を行うものとする。

第15条 学長は、被告発者に競争的資金等の不正使用が存在しないと認定があった場合は、被告発者の教育研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

(幹事)

第16条 審査委員会及び調査委員会の記録その他の事務は総合企画課が担当する。

## 附 則

1 この規程は平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日をもって、競争的資金等の不正使用に関する取扱い細則（平成19年4月1日施行）を廃止する。

別表 1 (取引停止の措置基準)

措 置 要 件	取 引 停 止 期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本学発注の購入等契約に係る手続きにおいて、一般競争参加資格審査申請書その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月 以上 6 か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時購入等契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、イに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 か月以上12か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p>
<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の官公庁その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 か月以上12か月以内</p> <p>1 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 本学との契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3 か月 以上 9 か月以内</p>
<p>5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月 以上 9 か月以内</p>
<p>(競争入札妨害又は談合)</p> <p>6 業者である個人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴された場合。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、購入等契約の相手方として不相当で</p>	<p>当該認定をした日から 1 か</p>

<p>あると認められるとき。</p> <p>8 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>月 以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
---	--